

防災豆知識 vol.8



令和7年2月18日
梅丘まちづくりセンター

テーマ「避難所」

その7 救護・衛生担当班の役割

救護・衛生担当班は、簡易な手当・救護活動と衛生管理の役割を担います。

1. 避難所の衛生管理

(1) 感染症予防対策

①消毒用アルコール、石鹸、うがい薬等を設置する。

②手洗いの環境整備

正しい手洗い方法がわかるように、手洗いの方法を示したポスターを掲示する。

手洗い用の水が確保できない場合は、消毒用アルコールを用意し、消毒用アルコールを使って手洗いをするように貼り紙をする。

プールの水などをバケツで汲み置きし、トイレの流し用水とする場合は、誤ってバケツの水で手洗いをしないように注意の貼り紙をする。

手を拭くタオルの共用はしない。(共用のタオルは設置しない。)

③居住スペースの衛生保持

日に1回など定期的に清掃する。

風の流れができるように、2方向の窓を開放し、定期的に、数分間程度、窓を全開して換気する。

窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。換気扇や扇風機を使用し、換気効果の向上を図る。

ごみは居住スペースに溜め込まず、こまめに集積所に捨てるよう周知する。

④調理・食器洗い

食器洗い用の水が確保できない場合、発災当初は使い捨ての紙食器を使用、ラップをかぶせて使用するなど、食器の洗浄を省き衛生面を確保する工夫をする。

体調の悪い人は、調理場に立ち入らないようにし、調理、盛り付け、配膳なども行わないように注意する。

⑤衛生管理の呼びかけ、避難者の健康への配慮

掲示物等で感染症、食中毒の防止を周知する。

感染症、口腔健康管理、エコノミークラス症候群などの予防のため、情報掲示や声かけを行う。

体調を崩した避難者がいた場合は救護スペースへ案内する。感染症の疑いがある場合、咳や発熱等の有症状者専用スペースに移動してもらう。

(2) 衛生を考慮したごみ処理

①ごみ集積所の設置

可燃ごみ（プラスチック製容器包装含む）

不燃ごみ（陶器・金属など）

資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、段ボール）

汚物ごみ（携帯トイレ、使用済みおむつ、使用済み生理用品など）

②居住スペース内へのごみ箱の設置

「可燃ごみ・不燃ごみ・缶・びん・ペットボトル・段ボール」に分別する。

携帯トイレなどの汚物ごみは居住スペースには保管しない。

③ごみ集積所の管理

汚物ごみは、ごみ集積所でバケツなどの蓋付き容器で保管し、清潔を保つ。

可燃ごみ（生ごみを含む）の保管にあたっては袋の破損等によるごみの散乱等がないようにするなど衛生面に配慮する。

(3) 衛生の日用品の配布

衛生の日用品を管理し、不足しそうになった場合、拠点隊（まちセン）に連絡する。

主な配布物：紙おむつ、マスク、ウェットティッシュ、トイレットペーパー、消臭剤、生理用品

生理用品等の配布にあたっては、女性が行うように配慮する。

2. トイレの衛生管理

校内のトイレ・マンホールトイレの清掃・消毒を行う。

発災直後は避難者が多いことが想定されるため、1時間に1回の頻度が望ましい。

汚物集積所を管理し、清掃・整理等を行う。

3. 避難者の不安除去

避難者の不安除去のために以下の対応を行う。

個別相談の実施

対人関係トラブルの対応

声かけなどの見守りの工夫

- ・物資を配布するとき等の目配り（一時的に乳幼児や要介護者の見守り等の支援が必要ではないかなどの視点）
- ・要配慮者や子育て家庭のニーズの聞き取り
- ・体操の時間など、共有体験の時間を設け、避難者の孤立を防止
- ・ボランティアへの子どもや要配慮者への見守りの依頼

医療や福祉の助けが必要な状況の場合は、拠点隊（まちづくりセンター）へ専門家派遣を依頼する。

今回は、救援物資搬送の流れについてご案内します。